

K・N・カブラ著

『インドにおける闇経済』

——問題と対策——』

Kamal Nayan Kabra, *The Black Economy in India: Problems and Policies*, デリー, Chankya Publications, 1982年, x+189ページ

I

インドに足を踏み入れた人ならば誰でも、再三にわたって、ブラック・マネーがインド経済の奥深くまで浸透しているという話を耳にしたことがあるにちがいない。ブラック・マネーとの結びつきは、政治、投機、密輸、マネー・レンダー等々の領域に及び、その全容は漠として知りたい。

K・N・カブラの新著は、マルクス主義の立場から、インド闇経済の全体像を抽出せんとする、きわめて意欲的な試みである。本書の特質はまずなによりも著者の鮮明な方法意識にある。すなわち、その第1は、闇経済は全般的社会経済メカニズムに不可欠の一環を成している、双方を統合的な観点から考察する「システムティックな分析」が必要である点を強調していることである。第2は、先進諸国でおこなわれているマネタリー・アプローチによる闇経済の規模の推計方法をインドにあてはめようとする試みを不適当なものとして避け、インド闇経済の性格とメカニズムを分析するには「政治経済学のアプローチ」が有効であるとしていることである。

以下では、まず本書の内容を忠実に紹介していきたいが、その前に本書の構成を記しておく。

第1部 問題

第1章 序論

第2章 闇経済の性格についての説明

第3章 闇経済: その帰結

第4章 闇経済に対する公共政策の対応: 一つのレビュー

第5章 闇経済統制の問題: 統制に対する制約と統制の可能性

第2部 対策

第6章 政策的フレームワーク: 統制と高課税に関する神話

第7章 高所得税率と脱税: 実証

第8章 闇所得と闇資産の摘発

第9章 闇不動産対策: 有効な矯正策

第10章 その他の諸対策

第11章 長期の見通し: 目下の政治運動のための争点

第12章 要約と結論

II

インド闇経済の性格に関する第2章では、闇経済に関する種々の定義あるいは分析の道具が示される。その要点を列挙すれば、

(1) 闇所得には大別して2種類のものがある。第1は単純闇所得(simple black income)で、所得が生み出される経済活動は合法的であるが、脱税によってその後の合法性が失われるものである。第2は複合闇所得(compound black income)で、所得が生み出される経済活動そのものが非合法的なものから生じる闇所得である。複合闇所得はさらに二つのグループに分けることができる。その第1は非合法的活動より生じるものであり、第2は合法的活動の非合法的部分(取引の一部のみが記録されたり、あるいは過大に記録される)より生じるものである。最後のものが、企業の課税負担を引き下げるものとして、インドで最もよくみられる形態であり、これによって闇セクターと合法セクターが連結され、現実経済は「灰色」に変えられる。

(2) すべての闇所得発生基礎となるものは、実現可能な、受諾し得る期待収益率と合法的に許容される税引後収益率との間の大きな乖離である。

(3) 闇経済現象を説明しうるのは個々の要因ではなく、さまざまな異なった諸力の協同作用である。したがって、有効なインパクトを与え得るのは総合的な政策パッケージだけである。

闇所得がさまざまな要因の協同作用に関連しているとすれば、複合闇所得の一変種として、「経済的」要因と「政治的」要因との相互作用から生じる闇所得である、政治的・行政的闇所得(political-administrative black income)を考えることができる。

(4) 闇所得が現金残高形態で維持されているかぎり、それらはブラック・マネーをなす。しかし貨幣形態で維持されている闇所得は、闇所得のほんの一部にすぎず、したがって闇経済の問題をブラック・マネーの問題として処理することはできない。ブラック・マネーは1年間のうちに何度も回転するので、闇経済の取引量は流通し

ているブラック・マネー量の乗数倍になる。

(5) 關經濟の規模の推計と關經濟の摘発とは緊密な親和關係に立っており、そのために關經濟の規模の推計はあまり意味のある作業とはならない。

(6) 關所得は基本的には実物局面と統制局面との相互作用の結果として生まれる現象であり、ひとたび關所得が生み出されると、流通局面をとおして、關所得の拡大再生産過程が作り出される。

第3章では關經濟の創出と拡大再生産によって生じるさまざまな帰結=歪みが列挙されるが、それに先立って、インドの關經濟現象は独占資本主義(1950~75年)から国家独占資本主義(1975年~)への移行に伴う資本主義のルンペン化の証しであるとされる。關經濟の帰結として指摘されている点は、次のように要約できる。

(1) 単純關所得(脱税)は税収の大幅な損失をもたらすばかりでなく、税制のもつ所得再分配機能を弱める。また顕示的消費を増大させ、投資可能資金を減少させることによって、富裕階級に有利に、貧困階級に不利に作用する。さらに、大規模な密輸や非基礎財の生産が奨励されるために貴重な外貨が失われ、インフレが助長される。

(2) 統制局面における關經濟の帰結は、政策の意図とその結果とが乖離することである。そのため政策選択に一層の歪みがもたらされる。また税調達失敗によって赤字財政への依存が深まり、価格統制、産業認可政策、外貨規制等は歪められ、非効率となる。さらに關セクターの規模の拡大は公共投資増大の可能性を制限し、經濟發展の率、型、経路を非効率にする。

(3) 実物・生産局面における帰結は、単に奢侈消費財に有利になるような生産構造の歪みだけではない。こうした部門は、より高度の資本、輸入品、技能を必要とするので、半熟練および未熟練労働者の雇用機会が制限される。また關所得によってサポートされるためにサービス部門、とくに建設部門が異常に拡大する。そして不動産形態での關所得は不動産の暴騰を呼び起こす。

さらに關操作の結果、生産費が底上げされ、インフレが助長される。關所得が貴金屬の購入に向けられれば、デモンストレーション効果を通じて成長の減速と歪みがもたらされる。關取引によって生み出された高プレミアムは密輸を促進し、外貨の損失につながる。

(4) 流通・金融局面において關所得は、取引、投機、在庫蓄積、および生産的活動への資金融通のために利用される。關取引のリスクは大きいので、關所得の回転速度は速く、また期待収益率も大きい。このため合法部門

の期待収益率が押し上げられ、非基礎財に有利になるように資源配分の歪みがもたらされる。また商品在庫の投機が奨励され、インフレ圧力が強められる。

(5) 要するに關經濟は、支配階級の利益が貫かれることを助ける媒介メカニズムであり、高度に分化した寡占的經濟構造の矛盾を、議會制および成人選挙権にもとづく政治的民主主義と妥協させる一つの手段である。

第4章ではインド政府によるこれまでの關經濟対策が批判的に検討され、続く第5章では国家による關經濟統制に対する制約がなぜもたらされたのかという点が追求される。その主要点は、

(1) 「ルンペンの、植民地後的、癒着的国家独占資本主義」においては關セクターと政治制度の共存關係が深まるにもかかわらず、国家は關經濟の奔放な拡大に干渉せざるを得ない。それは、特定の經濟活動および領域において關所得の規模と操作がより支配的になるため、支配階級内部のバランスが乱れるおそれがあるためであり、体制維持のために国家による干渉が必要になるのである。

(2) これまでインドにおいて、關經濟対策として、(i)脱税に対する法的・行政的措置、(ii)廢貨(1946年、78年)、(iii)自発的申告(1951年、65年、71年)、(iv)特別無記名債の発行(1981年)、が試みられた。しかしこれらの措置の多くが実行されていない。のみならず1981年の特別無記名債の発行は、財政赤字を埋めるために、10年満期の債券に2%の単利をつけて關所得を吸収しようとするもので、結果として關經濟に一層の弾みをつける以外のなにものでもない。

(3) 国家が有効な關經濟対策をとり得ないのは、政府と、關取引を行なっている民間企業とが相互に利益の送り手であり受け手であるからである。そのため關經濟に対する統制が困難になるだけでなく、逆に關經濟そのものが政治および經濟を左右するようになる。

(4) インドの關セクターが先進資本主義諸国のそれよりもはるかに深く浸透し、重要な意味を帯びざるを得ないのは、インドではインフォーマル・セクターの規模が大きく、また当該セクターの期待収益率が大きいのに対し、逆に工業投資によって実際に得られる収益率が低いからである。その原因は歴史的條件のなかに求められる。すなわち、植民地的擄取および中樞一周邊關係によって中樞には高収益が維持されることになったが、第3世界の資本にとって高収益を維持することは不可能であり、關取引への参入によってこうしたハンディキャップを埋め合わせようとするからである。

III

本書後半では、前半でのインド閻経済の特質分析を踏まえて、種々の政策的提言がなされる。第6章、第7章はそのための足固めというべき章で、第6章では脱税の原因を高課税率に求める仮説の理論的批判、第7章はその実証的批判である。両章の要点を整理すると以下のようになる。

(1) 閻経済対策として従来の支配的見解の第1は、閻経済を生み出しているのは統制であるので、統制を撤廃すれば閻経済はなくなるとするものである。しかしこの見解は、閻経済を育んでいるのは統制ではなく、統制の内実を効率的に実行できないという事実にあることを見落している。

第2は、統制そのものには反対しないが、市場メカニズムにとって代わるような直接的、物理的統制には反対するものである。この見解によれば、価格メカニズムを通じる統制、すなわち社会的に望ましい経済活動が私的にも利潤があがるようにすることが望ましいとされる。しかしこの見解は市場の失敗をもたらしている多くの深刻な原因を正しく認識していない。構造的不均衡は下手に繕った価格や利潤の統制によっては処理できない。問題は統制の多少にあるのではなく、効率的で内的に首尾一貫した統制にあるのであり、また統制のコストと利益の配分に対する政治的矛盾の解決にある。

(2) 以上の議論の一変種として、閻所得と脱税を高課税のためだとする見解がある。税率が高くなればなるほど脱税性向も高まるので限界税率を引下げることが閻所得対策となると主張する。しかし脱税を限界税率の関数とすることは過度の単純化である。また閻所得の大部分は複合閻所得であるので、税率とは無関係である。

脱税を考えるにあたっては、脱税によって得られる利益だけでなく、脱税のコストをも考えなければならない。すなわち隠匿のコスト、隠匿した所得と富を維持するためのコスト、および摘発を避けるためのコスト、がそれである。インドにおいては閻セクターと政治体制との共存関係のために閻経済に対する高度の寛容が生み出され、そのため脱税のコストは小さくなる。ということは、たとえ税率がかなり低くても脱税によって得られる利益はきわめて大きいということになる。

1974~75年に大幅減税がおこなわれたにもかかわらず、閻経済操作および脱税が減少したことを示す証拠がまったくないという事実が、脱税を高課税に結びつける

仮説に対する反証となる。

第8章以下では著者の閻経済対策が述べられるが、第8章から第10章までは短期的観点、第11章は長期的観点からの対策である。以下まとめて論点を紹介する。

(1) 複合閻所得は閻所得の蓄積と結びついており、また蓄積された閻所得は経常閻所得を生み出す。つまりフローはストックに、そしてストックはフローに転換され、双方の間には特殊なフィードバック関係がある。

閻資産は安全および投機的動機のためばかりでなく、所得および取引的動機のためにも保持される。したがって商品から現金への、また現金から商品への転換が生じ、現金残高形態での閻所得の流通速度が高まる。つまりブラック・マネーの実効総額は貨幣形態で退蔵されている額よりはるかに大きい。また閻所得は銀行預金形態をとることもあるし、不動産および貴金属へ投資されることもある。

(2) 閻所得の大部分を無効にする最善の方法は高額紙幣の廃貨である。廃貨によって大量の流動閻資金が消滅するだけでなく、多くの複合閻所得操作が削減される。かくして廃貨は、その額の乗数倍の効果をもたらす。しかしこれまでのところ政府は廃貨より効率の悪い自発的申告および特別無記名債の発行という措置をとってきた。廃貨が政治的に受け入れがたいのは、国家とルンペン資本家階級との共存関係の増大を象徴的に示すものである。

(3) 不動産への投資形態での閻所得隠しはインドでは常態であるので、都市不動産価格の急騰という事実のなかに、閻経済成長の一つの指標を見出すことができる。不動産形態での閻資産を摘発するには多くの手段が必要であり、単独の対策では期待どおりの効果を生むことはできない。しかしそのなかでも最善の方法は、過小評価された不動産購入価格あるいは建設費用で、公団が強制的に不動産を購入することである。

(4) 銀行預金形態で保持されている閻所得に対しては、横線小切手の強制化、捕促と調査の強化、銀行勘定に関する情報のコンピューター化等が必要である。またこうした過程を助けるために、評価所得、所得源泉、資産品目、贈与記録、銀行勘定、不動産・機械等への投資、株式・社債の購入、資金の借入・貸付、等を詳細に記録した中央税通帳(Central Taxes Pass Book)の導入が必要である。

その他の閻所得対策としては、会計検査の強化と国営化、税法および税行政の改善があげられる。

(5) 短期的な対策では、合法的活動と結びついた閻所得および政治的・行政的閻所得を削減させるには限度が

ある。政治的および制度的構造の根本的な改革がない限り、こうした闇所得を一掃することはできない。

政治制度の変革は経済局面での重要な変革プログラムにもとづかなければならない。民間部門の成長率と闇経済の拡張とはシステマティックな相関関係をもっている。長期的見通しとしては公共部門と民間部門との相対的な役割が再規定される必要がある。つまり公共部門の拡大によって、政治的闇所得の余地は若干残るものの単純闇所得創出の目的および動機はなくなるので、闇セクター拡大の余地が狭まる。民間独占資本と闇経済に対する唯一の有効な方法は公共部門の大幅な拡大であり、また公共部門の収益を改善するために現実的な価格政策をとることである。そのために公共部門は大衆消費財および賃金財の生産を手中におさめなければならない。

しかし現在このような政策が受け入れられるような政治的前提条件はほとんどない。したがって現時点では、公共部門の役割に関する見通しが政治運動とキャンペーンのための一争点を成すのであり、それはまた闇経済に対する反対運動の一部を成すのである。

IV

以上、本書の内容を忠実に紹介してきた。最後に若干のコメントを加えることによって、責めをふさぎたい。

地下経済あるいは闇経済に関する研究は1977年にP・M・ガットマンの推計^(注1)が発表されてから、アメリカを中心とした先進資本主義諸国において急速に注目をあびている領域である。わが国でもこのところ何点かの関連書が刊行されている。またインドでもJ・C・サンデサラによるガットマンの推計方法に対する批判論文^(注2)が最近発表された。しかし地下経済あるいは闇経済の総体的なメカニズムに関する首尾一貫した理論仮説の構築までには、まだかなりの時間が投入される必要があろう。

その意味でインド闇経済のメカニズムを全般的な社会経済メカニズムの不可欠の一環として分析せんとする本書は、方法意識の鮮明な、きわめて意欲的な研究である。特に、闇所得を単純闇所得、複合闇所得、政治的・行政的闇所得の三つのカテゴリーに分類したうえで、複合闇所得を環とする闇セクターと合法セクターとの連関を抽出し、また政治的・行政的闇所得のなかに凝集された「経済的」要因と「政治的」要因との相互作用を発見していく様は卓抜である。また闇所得の特質をフローとストックとの相互のフィードバック関係のなかにみきわめた点も、1981年に特別無記名債が発行された際、当時の新聞・

雑誌の論調をにぎわしたこの措置の批判者たちが闇所得をフローとしてのみ把握していたことを思うと^(注3)、一頭地を抜いた洞察であると言えよう。さらに脱税を考えるにあたって、脱税のコストを重視した点も、今後の実証研究の進展にとって有効な仮説を提示したものと評価しよう。

しかし本書はこのように鋭利な論点を少なからず含んでいるにもかかわらず、なお明晰ならざる部分を残していることも事実である。

(1) 著者はインドにおける闇経済現象は「独占資本主義から国家独占資本主義への移行に伴う資本主義のルンペン化」をあらわすものとしているが、残念ながらわれわれはここで用いられているいくつかの用語の定義をどこにも見出すことができない。そのため上記の定式化はほとんど無内容な空語となっている。

(2) 同様に、先進資本主義諸国と比較したときに、インドにおける闇セクターの規模がはるかに大きな歴史的原因として「植民地的搾取および中枢一周辺関係」をあげているが、これまた実証的裏付けがなく、結果として政治的プロパガンダ以上のものになっていない。

(3) 著者は闇セクター増大の責任の大半を民間企業とくに民間独占資本の存在に帰し、長期的解決の手段として公共部門の役割の増大を提言しているが、インドの全体的な経済運営から見れば、はたして公共部門の拡大が万能薬になりうるものか、疑問が残る。昨今の公共部門企業の効率の低下という事実を視野のなかにおさめるならば、問題は公共部門か民間部門かという選択の次元にあるのではなく、むしろ効率的で健全な競争原理をいかにして導入するかという点にあるように思われる。そうでないかぎり、単なる公共部門の拡大は新たな形の政治的・行政的闇所得と腐敗の増大を育くむ温床となる。

(注1) Gutmann, P. M., "The Subterranean Economy," *Financial Analysis Journal*, 1977年11/12月号。

(注2) Sandesara, J. C., "Estimates of Black Income: A Critique of Gutmann Method," *Economic and Political Weekly*, 第18巻第4号, 1983年4月2日号。

(注3) 『インド経済季報』第12巻第4号 1981年3月 20~21ページ。

絵所秀紀(法政大学助教授)